うつのみや農産物ブランド推進協議会推進品目統一マーク使用要領

（目的）

第１条　この要領は，うつのみや農産物ブランド推進協議会推進品目認定制度実施要領第６条に規定する，うつのみや農産物ブランド推進協議会推進品目統一マーク（以下「統一マーク」という。）のデザイン及び使用に関して定め，もって宇都宮産農産物の「見える化」及び認知度向上を図ることを目的とする。

（デザイン）

第２条　統一マークのデザインは，別紙図面のとおりとする。

（使用対象）

第３条　統一マークの使用対象は，うつのみや農産物ブランド推進協議会推進品目（以下「推進品目」という。）の認知度向上を目的にした出荷箱，出荷袋，農産物貼付用シール，媒体等の制作物とする。

（使用申請）

第４条　統一マークの使用を希望する生産者等は，「うつのみや農産物ブランド推進協議

会推進品目統一マーク使用許可申請書（様式第１号）」をうつのみや農産物ブランド推

進協議会（以下「協議会」という。）に提出しなければならない。ただし，協議会が独

自に認める場合は，この限りではない。

（使用許可）

第５条　会長は，前条に規定する申請書の提出を受けたときには，その可否を決定し，

「うつのみや農産物ブランド推進協議会推進品目統一マーク使用許可書（様式第２号）」により通知するものとする。

（使用基準）

第６条　会長は，前条の規定による申請について，次の各号の全てに適合するときは，統一マークの使用を許可するものとする。

⑴ 推進品目の認知度向上及びブランド力の向上に寄与すること。

　⑵ 統一マークを使用しようとする推進品目の農産物について，生産履歴が管理され安

全・安心が確保されていること。

　⑶ 推進品目としてのブランドイメージ及び統一マークのイメージを損なうおそれがな

いこと。

（成果物等の提出）

第７条　出荷箱，出荷袋，農産物貼付用シール，媒体等の制作物について，使用したこと

が分かるよう成果物を映した写真等を提出すること。

（遵守事項）

第８条　統一マークを使用するに当たり，次の各号を遵守すること。

　⑴ オリジナルデザインを変更して使用しないこと。

　⑵ 作成した制作物を商標登録しないこと。

（使用許可の取消し）

第９条　会長は，統一マークの使用について，不適切であると認めるときは使用許可を取り消すことができる。

（使用料）

第１０条　統一マークの使用料は，無料とする。

（事故，苦情等の処理）

第１１条　統一マークを使用した制作物に関する事故，苦情等が発生した場合は，申請者

がその責任の下に必要な措置を講じるものとする。

（補則）

第１２条　この要領に定めるもののほか，統一マークの使用に関し必要な事項は，協議会

が別途定める。

　　　附　則

この要領は，平成31年4月16日から施行する。